

令和8年度 補助金のご案内

省エネ診断・排出量見える化等支援事業費補助金

世界規模で進む脱炭素社会の実現に向けた動きを、単なる制約ではなく持続的な成長の機会と捉え、県内中小企業者等のビジネスチャンスの拡充や競争力の向上につなげていくため、県内企業が脱炭素経営の第一歩として取り組む「省エネ診断による効率化」から、「CO2排出量の算定・見える化」、さらには外部評価を高める「認証取得」等に至るまでに要する経費の一部を予算の範囲内で補助します。

ア

省エネ診断



県内に所在する事業所において、エネルギー使用状況を把握し、省エネ出来る改善項目の提案を受ける取組

イ

排出量見える化



自社やサプライチェーン上のCO2排出量を、算定ツール等を用いて継続的に把握・管理する取組

ウ

認証取得・認知拡大



脱炭素への取組を対外的に証明し、ビジネスチャンスの拡大につなげる取組

募集開始！

4/20

お気軽に
ご連絡ください。



補助金の詳細については、裏面もしくは県ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/carbonneutral/d00222092.html>



補助対象事業の実施期間・募集期間

事業区分	実施期間	募集期間
ア	令和8年4月1日（水）から 令和9年2月28日（日）まで	令和8年4月20日（月）から 令和9年3月1日（月）17時まで ※事後申請（省エネ診断完了後に申請）
イ	交付決定の日から 令和9年2月28日（日）まで	令和8年4月20日（月）から 同年11月2日（月）17時まで ※事前申請（交付決定後に事業着手）
ウ		

補助金を受ける要件

※以下の表に示す事業区分ごとに定めるそれぞれの要件を全て満たす必要があります。

事業区分	事業名	補助要件
ア	省エネ診断事業	<p>診断実施機関（※）による省エネ診断・伴走支援等を受けること。</p> <p>※診断実施機関</p> <p>① 一般財団法人省エネルギーセンター</p> <p>② 経済産業省資源エネルギー庁が実施する「地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業」で採択された省エネお助け隊又は登録診断機関</p> <p>③ 上記①、②に掲げるもののほか、補助金の趣旨に照らして適正と知事が判断する者</p>
イ	排出量見える化事業	<p>以下のいずれか又はこれらの組み合わせを実施すること。</p> <p>① 組織単位の基本算定（Scope1及びScope2）</p> <p>② サプライチェーン排出量の算定（Scope3）</p> <p>③ 製品・サービス単位の算定（CFP：カーボンフットプリント）</p>
ウ	認証取得・認知拡大等事業	<p>以下のいずれか又はこれらの組み合わせを実施すること。</p> <p>① SBT、ISO14001、エコアクション21等の認証取得を目指すための目標設定を行うこと。</p> <p>② 自社で算定した排出量データの客観性を担保するための第三者検証や、それらを活用した対外的な情報発信を行う取組。</p> <p>③ 自社製品・サービスを低炭素なものとして差別化し、ブランド価値を高める取組。</p>